



トピックス 10月は富山県消費者月間です!

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

くらしの  
相談窓口  
から

強引な勧誘と景品につられて  
新聞購読契約をしてしまった…!  
～止めたいのですが～

相  
談

先日、新聞勧誘員に「6ヶ月だけ」と購読を頼まれ、断ると、「1ヶ月で止めてもいいから契約してほしい。」と強引に勧誘されました。その際、景品として、洗剤3箱とビール券5枚を渡されて仕方なく契約しました。その後1ヶ月経過したので、販売店に購読を止めたい旨を伝えたところ、「最低3ヶ月は契約を続けなければならない。1ヶ月で止めるなら渡した景品を返せ。」と言われましたが、納得できません。(70代女性)

回  
答

新聞の訪問販売で、強引な勧誘と法外な景品につられて、断りきれずに不要な新聞購読契約をしてしまったので解約したいなどの相談が寄せられています。

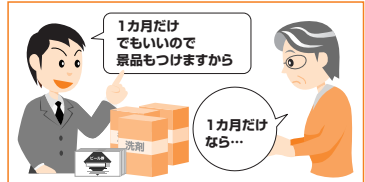
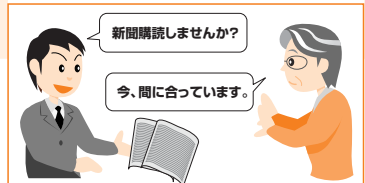
新聞の訪問販売は特定商取引法の規制を受け、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(※)ができます。また、景品類は、法律により6ヶ月分の購読料の8%が上限とされています。上限を超える景品等を提供され、不本意な契約をして、クーリング・オフ期間後に解約を申し出ると、販売店とトラブルになるケースが多くあります。

今回の事例では、消費生活センターから新聞販売店に対して、セールストークの問題点等を申し入れたところ解約が認められました。解約に際しては、受け取った景品等は、返すのがよ

いでしょう。  
トラブルに遭わないためには、不要な勧誘については、最初から毅然と断ること、また、景品につられて、長期間の購読や、何年も先の購読を契約することは避けることが大切です。  
万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談下さい。

※契約書面を受け取った日から一定期間内であれば無条件で解約できる制度。

強引な新聞勧誘



1カ月経過したので...



注意喚起! 子どものライターでの火遊びに注意!

ライターは、小型で子どもが扱いやすいため、思わぬ事故が起こることがあります。テーブルの上に置き忘れたライターを子どもがいたずらをして、カーテンに着火して火災になった、車内にあったライターで子どもが火遊びをし、座席に火がついて、火傷を負い死亡、などという事故が起きています。ライターの火遊びによる火災を防ぐためには、周囲の大人の注意が欠かせません。事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- 家の中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。
- 子どもにライターを触らせない、ライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせるなど、事故を未然に防ぎましょう。また、理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。
- 子どもの火遊びのリスクを低減するため、身のまわりにある不要なライターは各自治体のルールに従って適切に廃棄しましょう。

詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。 <http://www.caa.go.jp/>



# 10月は富山県消費者月間です!

富山県では、消費者の安全・安心を推進するため、10月を「富山県消費者月間」として、次のような行事を集中して行います。

## ①平成23年度 富山県消費者大会 —富山県消費生活センター設立40周年記念—

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者のみなさんに消費生活に関心を持ち知識を習得していただくことを目的として、「平成23年度富山県消費者大会」を開催します。

当日は、アナウンサー 宮本 隆治(みやもと りゅうじ)さんによる「豊かな生活のために～ゆとり・ユーモア・帰りは元気!～」と題した記念講演や、消費者グループの活動発表、高校生の実践研究発表、大学生による寸劇などが行われます。

日 時：平成23年10月15日(土) 13:30～16:00

会 場：富山県民共生センター 2階ホール(富山市湊入船町6-7)

お問合せ先：富山県県民生活課 TEL 076-444-3129

富山県消費者協会 TEL 076-432-5690

くらしの安心ネットとやま事務局(富山県消費生活センター)

TEL 076-432-2949

その他：入場は無料ですが、事前の申込みが必要です。



※消費者大会の開催にあわせ、県消費生活センターの展示や、消費生活グループの展示や活動発表、くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介を行います。

### ○富山県消費生活センター

〔富山県民共生センター 1階展示コーナー 12:00～16:30〕

### ○消費生活研究グループ活動発表展

消費生活研究グループが研究、調査、製作等を行った活動内容の成果を、展示、発表します。

#### • 展示会

〔富山県民共生センター 3階研修室303 10:00～16:30〕

#### • 活動発表会

〔富山県民共生センター 3階研修室304 10:00～12:00〕

### ○くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介

〔富山県民共生センター 1階展示コーナー 12:00～16:30〕



## ②多重債務者無料相談会

県では、10月から12月にかけて、県内4か所（高岡市・富山市・砺波市・魚津市）において、弁護士・司法書士による多重債務者無料相談会を実施します。

消費者金融などに多額の借金を抱えてお困りの方、解決できない借金問題はありますか。借金の整理や生活の再建に向け、この機会に専門家のアドバイスに耳を傾け、生活を立て直しませんか？相談は無料で、相談者の秘密が完全に守られます。安心してご相談ください！

会場	日時	会場名
高岡市	10月17日(月) 10:00～16:00	高岡商工ビル5階会議室 (高岡市丸の内1-40)
富山市	10月31日(月) 10:00～16:00	富山県民会館6階会議室 (富山市新総曲輪4-18)
砺波市	11月21日(月) 10:00～16:00	砺波総合庁舎別館2階大会議室 (砺波市幸町1-7)
魚津市	12月2日(金) 10:00～16:00	魚津総合庁舎1階会議室 (魚津市新宿10-7)

申込み・お問合せ先

富山県 県民生活課 消費生活班 TEL 076-444-3129

※相談を希望される方は、事前に上記まで申込みをお願いします。

また、県や市町村の消費生活相談窓口（次ページに記載）では、普段から多重債務に関する相談を受付けています。お悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

## ③消費生活相談窓口の集中広報

県及び市町村の消費生活相談窓口等を知っていただくため、10月の消費者月間中に、テレビCM（北日本放送、富山テレビ、チューリップテレビ）、ラジオCMを放送します。

## 環境にやさしい買い物キャンペーン 平成23年10月1日～31日

「環境にやさしい買い物キャンペーン」は、私たち一人ひとりが日常の買い物を通して、環境に配慮したライフスタイルを実践していくことを目的としています。マイバックの持参、環境に配慮した商品の購入など、身近なことから始めてみませんか？

●マイバックの使用



●必要十分量の購入



●詰め替え用商品の購入





## 富山県独自に放射能検査を実施しています

富山県では、福島原発事故後、毎日、環境放射線の監視のほか、水道水と降下物（雨・ちり）の放射性物質の測定を行っており、これまで異常な値は確認・検出されていません。

一方で、全国流通の牛肉で放射性セシウムが検出され、その原因が事故後に収集した稲わらにあることが判明したことから、牛肉の安全性とともに主食であるお米の汚染への不安が高まっています。

こうしたことから、富山県では、県産品の安全性を確認し、消費者や生産者のみなさんに安心していただくため、県独自に肉牛と米の検査を行っています。

### 肉牛の検査

汚染された稲わらが全国的に流通したことなどにより、8月1日から、(株)富山食肉総合センターで処理される肉牛の検査を行っています。

**県内産は…** **1農場1頭の「全戸検査」**  
 (個々の農場は同一飼養環境ですので1農場1頭にしました。)

**県外から搬入された牛は…** **「全頭検査」**  
 (県外での飼養環境を確認できないため全頭を対象にしました。)

これまでに食品衛生法上の暫定規制値を超える数値は出ておりません。

※その他の農産物については・県内での降下物等の測定結果・県内での米の測定結果などに異常な数値が見られた場合には、速やかに検査を実施します。

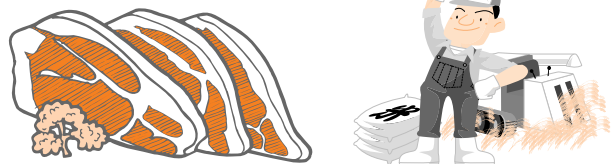
**お問合せ先**

**肉牛の検査** 農林水産部農業技術課  
**米の検査** 農林水産部農産食品課

### 米の検査

富山米の適正な評価とブランド力を確保するため、8月24日から、23年産のお米（玄米）の検査を行いました。（国では汚染の可能性のある17都県（東北・関東16都県と新潟県）を調査対象としています。富山県はその対象県になっていませんが、汚染のないことを確認するため独自に行いました。）

**収穫後調査の結果…** 「てんたかく」、「コシヒカリ」（概ね旧市町村単位で各38点採取）は、すべて不検出でした。



※検査結果は、検査翌日に県ホームページで公表しています。  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1001/201103eq/housyanou-agri.html>

**TEL 076-444-3287 FAX 076-444-4409**  
**TEL 076-444-3562 FAX 076-444-4410**

◆なお、食品の放射能物質汚染に関する情報については、下記をご覧ください。

[http://www.pref.toyama.jp/sections/1613/anzen/0\\_topics/20110802hosyasenosenjoho.html](http://www.pref.toyama.jp/sections/1613/anzen/0_topics/20110802hosyasenosenjoho.html)

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（富山市役所内）

…………… ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 …………… ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー（エルパセオ内）] …… ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111 (内754)

黒部市 市民環境課 …………… ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 …………… ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 …………… ☎0766-67-1760 (内732)

南砺市 住民環境課（井波庁舎） …… ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課（大島庁舎） …… ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121 (内29)

上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111 (内103)

立山町 住民環境課 …………… ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1100 (内132)

朝日町 産業課 …………… ☎0765-83-1100 (内237)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 …………… ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX 076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号（本丸会館 新館5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX 0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時